



許可番号中丹東第1049号

薬局開設許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 西舞鶴店

薬局の所在地 京都府舞鶴市倉谷1605番地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明し
ます。

令和 6年12月10日

京都府中丹東保健所長 笹島 浩泰



有効期間 令和 7年 1月 1日 から
令和12年12月31日 まで



許可番号中丹東第90128号

高度管理医療機器等 販売業 許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

営業所 の 名称 ファルコ薬局 西舞鶴店

営業所の所在地 京都府舞鶴市倉谷1605番地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受け
た者であることを証明します。

令和 6年12月10日

京都府中丹東保健所長 笹島 浩泰



有効期間 令和 7年 1月 1日 から
令和12年12月31日 まで



認定番号中丹東第A1007号

地域連携薬局認定証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 西舞鶴店

薬局の所在地 京都府舞鶴市倉谷1605番地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第6条の2第1項の規定により地域連携薬局の認定を受けた薬局である
ことを証明します。

令和 8年 5月28日

京都府知事 西脇 隆俊



有効期間 令和 8年 6月14日 から
令和 9年 6月13日 まで

ファルコ薬局 西舞鶴店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	岡村 栄志
勤務する薬剤師 (担当業務)	岡村 栄志(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 小山真奈江(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 毛呂 督 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) _____(保管、陳列、販売、情報提供、相談) _____(保管、陳列、販売、情報提供、相談) _____(保管、陳列、販売、情報提供、相談) _____(保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に名字を記載
営業時間	月～金…8:45～17:30 土曜日…9:00～13:00
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	0773-78-3721(夜間転送)

2026年度 調剤報酬点数一覧表

全設事項					
点数について	賦収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。				
バイオ後継品	バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等ノ質実の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。				
後発医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同等分の医薬品です。				
調剤	医薬品を処方箋通りに調える行為です。				
リファル処方箋	症状が変更されている書写さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定範囲内に処方箋を反復利用(3回まで)できる処方箋です。				
調剤技術料					
調剤基本料 (処方箋受付1目につき)	調剤基本料1	47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。		
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1目につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋につき200分の80で受付1目につき算定)		所定点数の 200分の80			
分科調剤(薬剤師の専攻性等)(1分科調剤につき(2回目以降))		5点	医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、種類目に分けて調剤することです。		
分科調剤(後発医薬品の試用等)(1分科調剤につき(2回目以降)に限り)		5点	先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに処方するための数日分を調剤することです。		
地域支援・医薬品供給対応付調剤加算 (処方箋受付1目につき)	ロ 地域支援・医薬品供給対応付調剤加算2	59点	加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の取組を前掲とし、一定時間以上の調剤や医薬品の保管品目数に加え、調剤管理・除菌や薬剤の安全性向上のための事例報告や調剤用組合体制の整備がされ、地域支援に積極的に関与するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。		
連携強化加算		5点	災害や新型コロナウイルス感染症等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。		
バイオ後継品調剤付調剤加算		50点	バイオ後継品(インスリン製剤を除く。)を調剤した場合に加算される点数です。		
在宅医療総合付調剤加算1		20点	在宅療養等の調剤時間以外に在宅療養に必要となる体制等を整備している場合に加算される点数です。		
電子処方調剤連携連携付調剤加算 (月1回に限り)		8点	オンライン薬師連絡により削減した書写さんの影響・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の取組があり、電子処方箋にも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに伝送している場合に加算される点数です。		
調剤薬剤料					
内服薬(調剤薬及び調剤を除く)(1割につき、2割前まで)		24点			
点滴薬(調剤薬にかかわらず)		21点			
調剤薬(1割につき、2割前まで)		190点			
調剤 (1割につき、2割前まで)	イ 7日分以下の場合		190点	薬剤師が医薬品を処方箋通りに調える行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類(内服薬・注射薬・外用薬等)、日数、剤形(散剤、錠剤)等による計算方法が定められています。	
	8日分以上28日分以下の場合				
	(1)7日以下の部分		190点		
	(2)8日以上の部分(上記点数+1日分につき)		10点		
ハ 28日分以上の場合		400点			
注射薬(調剤薬にかかわらず)		26点			
外用薬(1割につき、2割前まで)		10点			
内服用薬剤(1割につき)		10点			
薬事管理関連加算 (注加算のみ)(1日につき)	イ 中心特選薬調剤用調剤	15歳未満の小児の場合を除く	69点	注加算を薬事管理後で調剤した場合に加算される点数です。	
		15歳未満の小児の場合	227点		
		ロ 抗悪性腫瘍剤	79点		
		15歳未満の小児の場合	147点		
		ハ 麻薬	69点		
		15歳未満の小児の場合	127点		
麻薬を調剤した場合(1割につき)			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。	
内服特選薬を調剤した場合(1割につき)			8点	内服特選薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。	
変換調剤薬を調剤した場合(1割につき)			8点		
毒薬を調剤した場合(1割につき)			8点		
調剤外加算・特別基礎加算			100%加算	深夜、休日を除いた調剤の調剤時間以外に夜間の緊急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。	
休日加算(基礎加算※)			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日)は休日として扱う。	
深夜加算(午後10時～午前0時(基礎加算※))			200%加算	調剤時間以外に深夜(午後10時～午前0時)において調剤した場合に加算される点数です。	
夜間・休日等加算(処方箋受付1目につき)			40点	休日又は深夜であって、調剤時間の調剤等で、午後7時(土曜日は午後1時)から午前0時までの間(深夜及び休日を除く)において調剤した場合に加算される点数です。	
自家製調剤加算	予選又は読解を分科する場合		所定点数の 100分の80	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特設な工夫で調剤した場合に加算される点数です。(安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、加温、遮光等)	
	イ 内服薬及び点滴薬	(1) 読解等の内服薬(7日分につき)	20点		
		(2) 読解等の点滴薬(1割につき)	90点		
		(3) 読解(1割につき)	45点		
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1割につき)	90点		
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1割につき)	75点		
計量混合調剤加算	予選		所定点数の 100分の80	2種類以上の調剤(読解、読解もしくは無読解又は軟・硬膏剤)を計量し、混合して内服薬もしくは点滴薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。	
	イ 読解(1割につき)		25点		
	ロ 読解、硬膏剤(1割につき)		45点		
	ハ 軟・硬膏剤(1割につき)		60点		

薬学管理科				
薬剤管理科 (処方箋受付1目につき)	1	内服薬(1剤につき、3剤まで)		
		イ 処方処方(28日分以上)の場合	80点	患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学時分析、薬剤設計等、服薬の管理等を行った場合の点数です。
		ロ イ以外(28日分以下)の場合	10点	
薬剤時効薬調整加算	2	1以外の場合	10点	
	イ	在宅患者の処方前に変更履歴し反映された場合	50点	薬歴が確認された患者さんにおいて、処方医の指示下、服薬の調整のために7日分以上相当の薬剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。ただし、8日分以上相当の薬剤日数変更でも薬剤師による理由記載により算定可能です。
	ロ	在宅患者について薬剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	50点	
	ハ	かかりつけ薬剤師による薬剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ	イからハまで以外の場合	20点	
薬学時有害事象等防止加算	イ	在宅患者の処方前に変更履歴し反映された場合	50点	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービスの仕組みを用いた重複投薬の確認等を行い、処方医に対する適宜の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点です。
	ロ	在宅患者について薬剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	50点	
	ハ	かかりつけ薬剤師による薬剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ	イからハまで以外の場合	20点	
臨床管理指導科	1	原則2月以内に処方箋を提示した患者(処方箋受付1目につき) (手帳を提示しない患者は2に算定)		患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、投与医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、服薬状況、投与医薬品の重なり等を把握した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な臨床指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用を確認し、お薬手帳等情報を提供しています。
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合	45点	
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (2月に1回に限り)	50点	
		かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	220点	
		ロ イ以外の場合	45点	
	2	1以外の患者に対して行った場合(処方箋受付1目につき)		
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合	50点	
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (2月に1回に限り)	50点	
		かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	220点	
		ロ イ以外の場合	50点	
	3	介護老人福祉施設等に入所している患者 (処方箋受付1目につき(月4回に限り))	45点	
	4	情報通信機器を用いた臨床指導を行った場合		
		原則2月以内に処方箋を提示した患者(手帳を提示しない患者は、4の二の患者(処方箋受付1目につき))	45点	
		在宅で指導を行っている患者であって遠隔が可能なものに對して行った場合(イの場合を除く) (患者1人につき)	50点	
		ロ (在宅患者訪問薬剤管理指導科と合わせて月4回(末期慢性薬指導患者、注射による服薬の投与が必要な患者、中心神経系薬投与の患者患者は3回から月5回)に限り算定)	50点	
		ロのうち、患者の状況の急変等に伴って行った場合 (患者1人につき) ハ (在宅患者訪問薬剤管理指導科と合わせて月4回(末期慢性薬指導患者、注射による服薬の投与が必要な患者、中心神経系薬投与の患者患者は3回から月5回)に限り算定)	50点	
		イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者(処方箋受付1目につき) ニ(イ)初めて処方箋を提出した患者 ロ(ロ)2月を超えて再度処方箋を提出した患者 リ(リ)2月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの	50点	
臨床管理指導加算			22点	臨床薬に關して、服薬状況、服薬状況、投与状況、効果、副作用の有無等を継続的に確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算1				
			イ 新たに処方された場合	10点
			ロ 投与薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	5点
特定薬剤管理指導加算2(月1目まで)				100点
特定薬剤管理指導加算2 (当該科目に關して、初回処方時1目に限り)			イ 安全性に関する情報提供を行った場合	5点
			ロ 医薬品の適正等に関する説明を行った場合	10点
乳幼児臨床指導加算(8歳未満)				12点
小児特定加算				250点
輸入薬指導加算(6月に1目に限り)				20点
臨床管理指導科(特例)				12点
適切な手帳の活用実績(処方箋受付1目につき)				
外服臨床支援科	1	(月1目まで)		125点
	2	イ 42日分以下の場合 (処方日数が7日又はその倍数を増すことに) ロ 42日分以上の場合	24点 240点	多量の薬剤を処方されている患者さん又は自ら投与を要する薬剤を処方することが困難な患者さんに対して、処方医に代わっての必要性及び服薬管理に係るの依頼内容の把握等により、2週間以上の内服薬又は注射薬3週間以上の内服薬の服用指導の一例化及び必要な臨床指導を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の処方日数に応じて算定される点数です。
施設連携加算(月1目に限り)				50点
服用薬剤調整支援科	1	(月1目まで)		125点
	2	「前」の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4目まで 【適用日】2027年6月1日		1,000点
薬剤師薬剤管理指導科(月1目に限り)				80点

薬学管理料			
在宅患者訪問薬剤管理指導料・処方箋管理指導料の4の口と合わせて月4回(薬剤師・看護師・薬剤師助手による服薬指導が必要な患者、中心病院薬剤師は遠隔口かつ月2回まで)	1 単一施設訪問患者が1人の場合	800点	遠隔口指定在宅で実施を行っている患者さんを訪問又は情報通信機器を用いて、服薬管理、服薬指導、服薬支援、服薬服用状況、服薬管理、服薬の有害な経過等の薬剤管理指導を行った場合の点数です。
	2 単一施設訪問患者が2人以上9人以下の場合	280点	(遠隔口指定在宅で実施を行っている患者さん数を訪問する人数によって指導料は変わります。)
	3 1及び2以外の場合	290点	(1〜3及び処方箋管理指導料の4の口と合わせて保険薬剤師1人につき遠隔口4回まで)
服薬管理指導料(1目につき)		100点	服薬の服用に際して、服薬状況や効果、副作用の有害等を継続的に確認し適切な服薬方法を説明、処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者医師用服薬継続注射療法追加(1目につき(訪問時))		280点	在宅で医師用服薬継続注射療法を行っている患者さん又はご家族等に同じく、投与及び保管の状況、副作用の有害等について確認し、在宅での服薬の状況に応じた薬剤管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児追加(6歳未満)(1目につき)		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定追加(1目につき)		420点	医療特ケア(児童福祉法第94条の6第2項に規定する療育児)である患者さん又はそのご家族等に必要な薬剤管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心病院薬剤追加(1目につき(訪問時))		120点	在宅中心病院薬剤追加を行っている患者さんに対して、その投与及び保管の状況、投与変化の有害等について確認し、在宅での服薬の状況に応じた薬剤管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者医師用服薬継続注射療法追加(1及び2の口に服薬管理指導料の4の口と合わせて月4回(薬剤師・看護師・薬剤師助手による服薬指導が必要な患者は原則として月2回まで))	1 計画時訪問薬剤管理指導に係る患者の同意に準ずるもの場合	200点	計画時訪問薬剤管理指導に係る患者の同意に準じ、医師に服薬等のお薬を患者さん宅に届けて必要な医薬品に属する説明をした場合の点数です。又、新薬・新剤等の患者さんに対して、薬剤師が訪問して必要な薬剤管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合にも算定される点数です。
	イ 夜間訪問追加	400点	午前8時から午後8時以降で深夜を除く時間帯において訪問した場合に加算される点数です。
	ロ 休日訪問追加	600点	日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日)は休日として休日において訪問した場合に加算される点数です。※深夜に該当する場合には、深夜訪問追加が該当となる。
	ハ 深夜訪問追加	1,000点	午後10時〜午前8時(深夜)までの時間帯において訪問した場合に加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	計画時訪問薬剤管理指導に係る患者以外の同意に準じ、緊急に服薬等の対応を患者さん宅に届けて必要な医薬品に属する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導追加(1目につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「服薬管理指導追加」と同様
在宅患者医師用服薬継続注射療法追加(1目につき(訪問時))		280点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医師用服薬継続注射療法追加」と同様
乳幼児追加(6歳未満)(1目につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児追加」と同様
小児特定追加(1目につき)		420点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定追加」と同様
在宅中心病院薬剤追加(1目につき(訪問時))		120点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心病院薬剤追加」と同様
在宅患者医師等共同指導料	(月2回まで)	700点	訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医師等共同指導料」に準じて、医師等と共同で患者さん宅にでシミュレーションに参加して必要な医薬品に属する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導追加(1目につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「服薬管理指導追加」と同様
在宅患者医師用服薬継続注射療法追加(1目につき)		280点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医師用服薬継続注射療法追加」と同様
乳幼児追加(6歳未満)(1目につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児追加」と同様
小児特定追加(1目につき)		420点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定追加」と同様
在宅中心病院薬剤追加(1目につき)		120点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心病院薬剤追加」と同様
遠隔共同指導料	(入院中1回(がん末期患者等は2回)まで)	800点	入院患者さんの遠隔での在宅での服薬に必要な医薬品に属する事項を、入院医・看護師等の医師等と共同で説明(ビデオ通話含む)、文章により情報提供をした場合の点数です。
服薬情報提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで)	20点	情報を提供した医師の求めに応じて、患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう薬剤師も患者さんの服用状況の把握等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文章で提供した場合の点数です。
	イ 保険医療機関に必要な情報を文章により提供した場合		患者さんやそのご家族等からの求めに応じて、又は薬剤師がその必要を認め、患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう薬剤師も患者さんの服用状況の把握等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文章で提供した場合の点数です。
	ロ リアル処方箋による薬剤師、処方医に必要な情報を文章により提供した場合	80点	
	ハ 介護支援専門員に必要な情報を文章により提供した場合		
	3 入院中の患者に係る保険医療機関の求めがあり、持参薬を整理、情報提供を行った場合(2月に1回)	50点	入院患者さんにおいて入院医・看護師からの求めがあり、患者さんの同意を得た上で、患者さんの服用状況の把握等について一元月に把握し、必要に応じて服用状況の整理を行うとともに、入院医・看護師に必要な情報を文章により提供した場合の点数です。
処方箋受取料(回目に限り)		100点	処方箋を1回以上は薬局による処方箋受取又は処方箋管理を行っている患者さんやそのご家族等の要請や医師の指示により、常務医・薬剤師による服薬の服用に必要となる薬剤を行った場合の点数です。
在宅移行薬剤管理料	(在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した回自算定日の属する月に1目に限り)	280点	遠隔口指定在宅で実施を行っている患者さんやそのご家族等に、今後の服薬の管理や服薬指導のために服薬状況の把握や服薬の管理などについて必要な指導を行った場合の点数です。
訪問薬剤管理医師同時指導料(月に1目に限り)		120点	訪問薬剤師が訪問診療を実施している保険医療機関の医師等と同時に訪問を行うとともに、薬剤管理及び指導を行った場合の点数です。(単一施設訪問患者が1名の場合)
複数の薬剤管理指導訪問料		200点	行前市での薬剤師等がみられ医師が複数の薬剤の必要性があると思われる患者さんに対して、保険薬剤師が薬剤管理指導のために同時に複数の薬剤師以外の薬剤師等がみられ、薬剤師が訪問して必要な薬剤管理指導を行った場合の点数です。(単一施設訪問患者が1名の場合)
薬剤料			
医薬品の料金は、この料金は定期的に見直される公定価格です。			
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤費料の所定単価につき15円以下の場合	1点	
	使用薬剤の薬価が薬剤費料の所定単価につき15円を超える場合の加算	15円又はその端数を繰り上げること	
	特別薬剤基本料(4及び6を算定する薬剤において、1処方につき7種類以上内服薬の薬剤を行った場合)	所定点数の100分の90	
特定保険医療材料料			
この料金は、保険で認められている医療材料の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。			
特定保険医療材料		100点	特定保険医療材料
その他			
薬剤ベースアップ料(処方箋料地方の交付(1目につき))		4点	当該薬剤において薬剤師による薬剤の検査の検査を受ける体制を評価する点数です。2027年8月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定
薬剤評価対応料(3月に1目に限り)		1点	医師等や薬剤師に必要な情報の提供等により、対応した薬剤師を維持することを評価する点数です。2027年8月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定

※ 基薬料とは薬剤基本料(加減算含む)、薬剤費料、薬剤費率加算、薬剤管理料の合計額、
 医療、内服薬、注射薬、点滴薬又は薬剤を訪問した場合の加算、自家製剤加算、計量混合剤加算、薬剤師処方箋加算及び薬剤費率加算等禁止加算は基礎料に含まれません。
 明細書に記載されている項目の内容や点数は、ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。

当薬局では調剤基本料1を算定しています。

当薬局では地域支援・医薬品供給対応体制加算3を算定しています。

当薬局では在宅薬学総合対応体制加算1を算定しています。

当薬局では連携強化加算及び電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。

当薬局では調剤ベースアップ評価料及び調剤物価対応料を算定しています。

当薬局では健康相談を行っています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1200品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこかの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先: TEL 0773-78-3721
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点(1点10円:保険の負担割合により金額が異なります)が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先: TEL 0773-78-3721
(開局時間外も薬剤師の携帯電話に転送され、24時間対応致します)
FAX 0773-78-3722
E-MAIL fph.maizurunissekimae@falco.co.jp

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

ファルコ薬局 西舞鶴店

〔開局時間〕

月～金 8:45～17:30 土 9:00～13:00

(日・祝日 休業)



お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの		販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
一般用医薬品	第一類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二类医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く) ※ 指定第二类医薬品 は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します	薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792



更新日: 2026.05.01

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対応をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局西舞鶴店



訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 西舞鶴店

管理薬剤師:岡村栄志

京都府知事指定介護保険事務所 第2642701169号

[営業日・営業時間]

平日:8:45～時17:30

土曜:9:00～13:00

日曜・祝日:休み

[所在地]

京都府舞鶴市倉谷1605番地

[連絡先]

TEL:0773-78-3721

FAX:0773-78-3722

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局西舞鶴店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局西舞鶴店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局西舞鶴店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前8時45分～午後5時30分、土曜日の午前9時～午後1時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、京都府舞鶴市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局西舞鶴店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局西舞鶴店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成31年1月1日より施行する。

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

安心して薬局サービスを 受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。
個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・薬局における調剤サービスの提供
- ・患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・業務の維持、改善のための資料作成
- ・薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・外部監査機関への情報提供
- ・審査支払機関または保険者への照会
- ・安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

お薬を安全にご使用いただくために

当薬局ではお薬を安全に安心して服用して頂くために患者さま一人ひとりの情報を薬剤服用歴として記録し、その記録をもとに毎回薬のチェックや調整を行っています。

薬を有効かつ安全に服用・使用する為に様々な情報が必要となります。薬剤師の質問にご協力をお願い致します。



お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等ございましたら当薬局の薬剤師までご相談ください。

以下に当てはまる方はお申し出ください

- ☑ **他の病院**におかかりの方
- ☑ **お薬で副作用**が出たことがある
食品アレルギーをお持ちの方
- ☑ **妊娠中・授乳中**の方



2023年5月作成

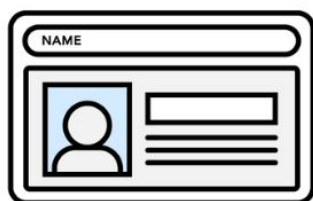
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

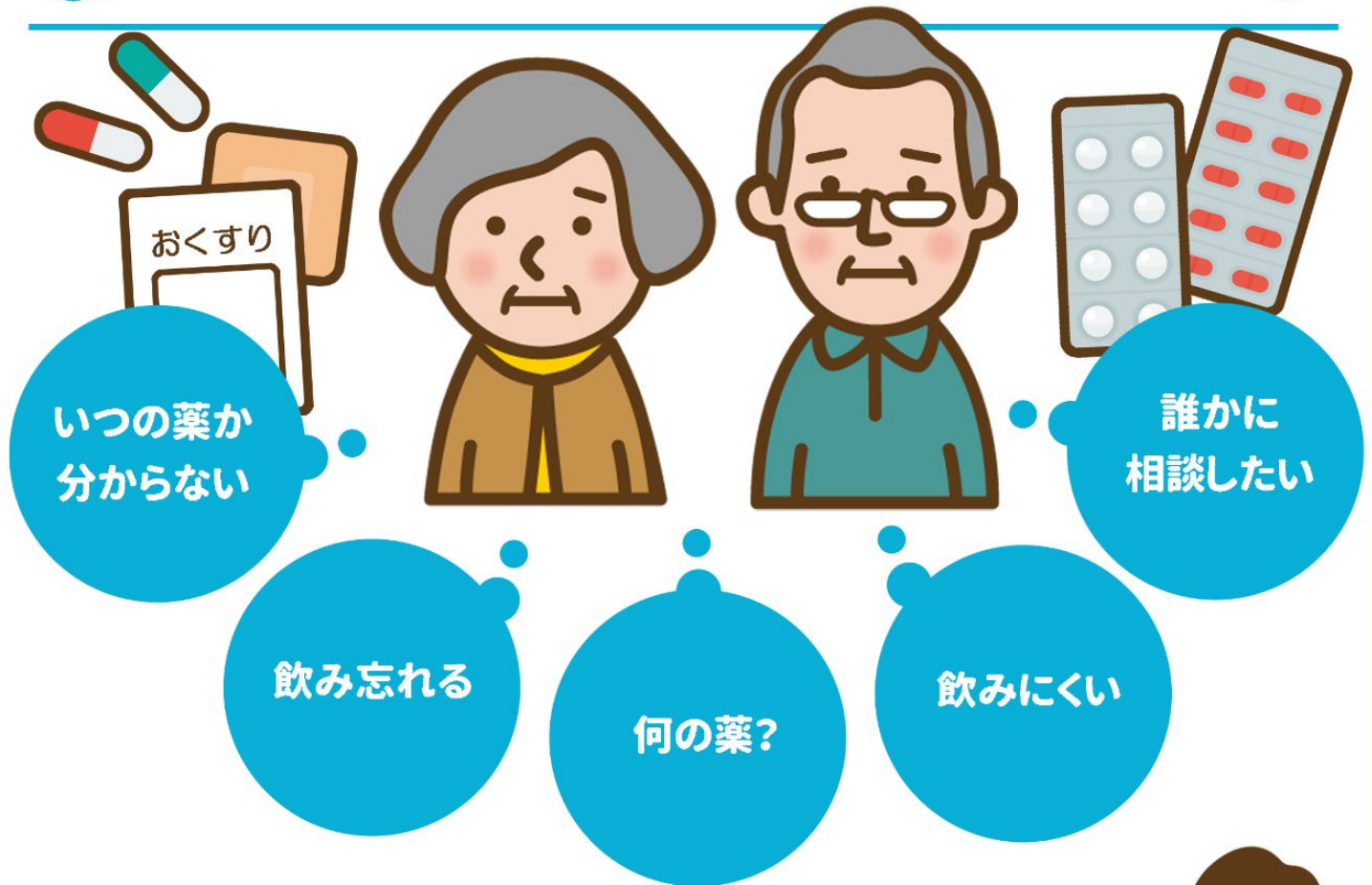
[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

お薬のことで困っていませんか？



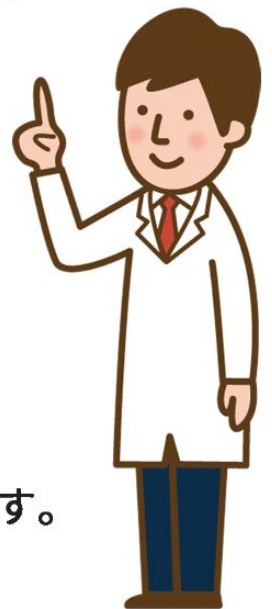
ご存知ですか？

薬剤師の訪問サービス

薬剤師は、地域の医療・介護の専門家とチームを組んで在宅訪問に取り組んでいます。

薬に関する日頃の「？」をお聞かせ下さい。
薬剤師が患者さま・介護スタッフと医師の架け橋になります。

各種医療保険・介護保険がご利用いただけます。



お薬のことでお困りの方がいらっしゃいましたら
お気軽にファルコ薬局の薬剤師にお声掛けください

2023年5月作成

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ファルコ薬局 西舞鶴店

当薬局は

「地域連携薬局」 です。

地域連携薬局は、以下の機能等を有する薬局です。

- ①入院時に医療機関において適切な薬学的管理を行うため、入院前の服薬情報等を医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供するなど、入退院時を含めて他の医療提供施設と連携して対応
- ②開局時間外の相談（調剤）に対応
- ③無菌製剤処理が必要な調剤、がんによる痛みなどの緩和ケアに必要な薬剤の調剤等を含め、在宅医療に対応

かかりつけ薬剤師にご相談ください!



厚生労働省基準適合
健康サポート薬局

お気軽になんでもご相談ください!

要指導医薬品や健康食品の安全かつ
適切な使用に関する助言、健康の保持
増進に関する相談を行っております。

ファルコ薬局
西舞鶴店

営業時間 ▶ 8:45~17:30
定休日 ▶ 日・祝

(土曜は9:00~13:00)
☎ 0773-78-3721



健康サポート薬局

提供サービス一覧

①一般用医薬品やサプリメントの 選択や使用に関するアドバイス

要指導医薬品をはじめとした300品目以上のOTCの中からご希望に応じた商品選択や適切な使用方法についてご相談に応じます。



②地域医療との連携と必要に 応じた病院紹介

舞鶴市の地域医療機関と連携し、適切な医療機関を紹介すると共に必要に応じて医師への情報提供書も作成しスムーズな病院受診をサポートします。



③各種薬局検査の提供と 健康相談や健康セミナーの実施

血液検査をはじめとする薬局検査の実施、正しい血圧測定の方法等をご紹介。定期的に健康セミナーを開催。食生活等、生活習慣改善のご相談にも応じます。



お気軽に何でもご相談ください！